



発行 東京都

目次

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一

○令和五年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における特別区財政調整交付金の交付時期等の特例に関する規則……………（同）…五

告示

○街並み景観協議会の変更……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…六

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…七

告示（選）

○政治団体の届出……………七

○政治団体の届出事項の異動の届出……………九

○政治団体の解散の届出……………四

○資金管理団体の指定の届出……………五

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六

○資金管理団体でなくなった旨の届出……………七

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………六

○教習指導員審査の実施……………五

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…二〇

規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百七十七号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表私立保育所入所児童数の項数値の算定の基礎の欄中「都知事」の下に「又は児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区の区長」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「都知事」の下に「又は同法第五十九条の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区の区長」を加え、同表年度の支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成三十年都特別区都市計画交付金交付要綱（平成三十一年一月十五日三十総行区第五百五十八号総務局長決定）、令和元年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和元年十一月十三日三十一総行区第三百九十六号総務局長決定）、令和二年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和二年十一月十九日二総行区第五百四十一号総務局長決定）及び」を削り、「により交付された」を「及び令和四年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和五年二月十日四総行区第八百四号総務局長決定）により交付された」に改める。

第五条第三項の表一の部7の款(1)の項中「態容補正」を「段階補正及び態容補正」に、同款(2)の項中「密度補正」を「段階補正及び密度補正」に、「態容補正」を「段階補正及び態容補正」に改める。

33,240人を超える数	0.553
測定単位の数値が33,240人に満たないもの	
当該特別区の数値	1.000
33,240人に満たない数	0.447
測定単位の数値が350,000人以上のもの	
350,000人	1.000
350,000人を超える数	0.722
測定単位の数値が350,000人に満たないもの	
当該特別区の数値	1.000
350,000人に満たない数	0.278

別表第一 投資的経費の部清掃費の項中「0.564」や「0.555」並びに「0.436」や「0.445」に改め、同部教育費の項中「33,750人」や「33,240人」並びに「0.605」や「0.608」並びに「0.395」や「0.392」に改めよ。

別表第二 経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.019」や「1.042」並びに「0.825」や「0.827」並びに「及び別表第五」や「、別表第五及び別表第六」並びに「4.055」や「4.047」並びに「0.983」や「0.984」に改め、回款老人福祉費の項中「0.865」や「0.867」並びに「0.105」や「0.103」並びに「24.638」や「24.108」並びに「0.945」や「0.946」に改め、回款生活保護費の項中「1.270」や「1.263」並びに「0.947」や「0.934」並びに「0.301」や「0.279」並びに「9.831」や「10.090」並びに「0.453」や「0.459」並びに「0.504」や「0.467」並びに「0.149」や「0.148」に改め、回款児童福祉費の項中「0.636」や「0.644」並びに「0.342」や「0.334」並びに「0.093」や「0.091」並びに「0.923」や「0.924」並びに「2.454」や「2.321」並びに「0.899」や「0.903」並びに「0.456」や「0.437」並びに「0.986」や「0.987」並びに「0.539」や「0.538」並びに「13.710」や「13.688」並びに「0.108」や「0.105」並びに「0.963」や「0.964」に改め、回款雑費の項中「0.906」や「0.909」に改め、「及び東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51

号）」や「並びに食品衛生法第57条及び東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第46号）」による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例第17条の規定により届出」や「、同法第57条の規定により届出を要する業種及び東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）第12条の規定により認証」並びに「回款土木費の項中「4.015」や「3.397」並びに「0.182」や「0.308」に改め、回款教育費の款中学校費の項中「1.168」や「1.144」並びに「0.781」や「0.785」に改め、回款中学校費の項中「1.870」や「1.823」並びに「0.656」や「0.662」に改め、回款その他教育費の項中「11.99」や「11.98」並びに「0.916」や「0.925」並びに「28.67」や「29.10」並びに「0.967」や「0.964」に改め、回款投資的経費の部土木費の項中「1.4242」や「1.3.088」並びに「23」や「22」並びに「145」や「163」並びに「平成27年」や「令和2年」に改めよ。別表第三 経常的経費の部議会総務費の項中「平成27年」や「令和2年」並びに「20.947」や「20.798」並びに「0.120」や「0.115」並びに「550,541,980」や「544,586,438」並びに「25,987」や「26,187」並びに「352,469,079」や「349,374,474」並びに「431,698,239」や「427,459,260」並びに「471,312,819」や「466,501,652」並びに「642,976,000」や「635,685,354」並びに「682,590,580」や「674,727,747」に改め、回款民生費の款社会福祉費の項中「3,408,109」や「3,455,503」並びに「14,808」や「15,028」に改め、回款老人福祉費の項中「72,490」や「74,626」に改め、回款児童福祉費の項中「1,368,040」や「1,381,520」並びに「1,732,080」や「1,748,880」並びに「2,370,270」や「2,398,850」並びに「4,238,670」や「4,290,800」並びに「147,232」や「150,365」並びに「203,960」や「208,920」並びに「256,610」や「262,900」並びに「240,560」や「244,560」並びに「468,790」や「476,560」並びに「147,232」や「150,365」並びに「16,327」や「12,237」並びに「254,146,460」や「293,593,242」に改めよ。

C 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数

C 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数
 補正Ⅳの算式

$$\frac{(B \times 8,962 + C)}{12} \times D$$

$$\frac{A \times 150,365}{12} + 1$$
 (B×8,962+C)に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A 測定単位の数値
 B 当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口
 C 当該年度における措置費及び旧都単独補助事業に要する経費として知事が算定した額
 D 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数

「9,913,869」を「9,946,219」に、「1,519,858」を「1,528,757」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0,4764」を「0,4818」に、「0,6354」を「0,6291」に、「12,829」を「13,051」に、「0,2635」を「0,2653」に、「0,9905」を「0,9912」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0,00646」を「0,00615」に、「0,9498」を「0,9491」に

「0,0544」を「0,0519」に、「0,9997」を「0,9998」に改め、同部衛生費の項中「42,590」を「42,752」に、「8,405,470」を「8,429,550」に、「9,712」を「9,725」に、「15」を「12」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,372」を「5,403」に改め、同款収集車両費の項中「1,498」を「1,504」に改め、同款処理処分費の項中「3,062」を「3,292」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「48,694,180」を「48,811,050」に、「450」を「451」に改め、同款産業経済費の項中「19,094,050」を「19,160,563」に、「58,496」を「58,573」に、「173,322」を「173,983」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,820」を「1,956」に、「2,368」を「2,487」に改め、同款都市整備費の項中「1,094」を「1,104」に改め、同款道路橋りょう費の項中「7,819,568」を「8,078,698」に、「9,745,168」を「10,101,048」に、「11,674,178」を「12,164,658」に、「48」を「61」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,0530」を「0,0519」に、「0,1709」を「0,1758」に、「0,1978」を「0,1931」に、「0,5783」を「0,5793」に、「64,792,782」を「65,679,070」に、「77,735,523」を「78,676,446」に、「105,417,617」を「108,259,973」に改め、同款中学校費の項中「0,0193」を「0,0186」に、「0,1118」を「0,1283」に、「0,2117」を「0,2038」に、「0,6572」を「0,6493」に改め、同款その他教育費の項中「0,573」を「0,572」に、「0,427」を「0,428」に、「1,133」を「1,134」に、「1,266」を「1,268」に、「1,399」を「1,402」に、「1,532」を「1,536」に、「1,665」を「1,670」に、「1,798」を「1,804」に、「944,690」を「942,150」に、「1,331,510」を「1,326,350」に、「6,431」を「6,436」に、「181,330」を「183,010」に、「251,610」を「253,510」に改め、同部その他諸費の項中「8,409」を「8,570」に、「平成27年」を「令和2年」に改め、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1,034」を「1,058」に、「1,015」を「1,025」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1,034」を「1,058」に、「1,015」を「1,025」に改め、同款老人福祉費の項中「1,031」を「1,056」に、「1,013」を「1,024」に、「3,898」を「12,534」に改め、同款児童福祉費の項中「1,032」を「1,057」に、「1,014」を「1,025」に、「363」を「412」に、「21,786,280」を「24,716,713」に、「13,203」を「43,318」に改め、同部衛生費の項中「1,034」を「1,058」に、「1,015」を「1,025」に、「296」を「994」に改め、同部清掃費の項中「172」を「566」に改め、同部経済労働費の項中「1,034」を「1,058」に

「1,015」を「1,025」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「778」を「1,663」に改め、同款都市整備費の項中「201」を「224」に改め、同款道路橋りょう費の項中「145」を「163」に改め、同款公園費の項中「0,344」を「0,260」に、「0,656」を「0,740」に、「1,497」を「2,064」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,2679」を「0,2684」に、「0,7321」を「0,7316」に、「247,500」を「282,900」に、「45,235,000」を「51,714,000」に、「156,698,000」を「179,138,000」に、「89,160,500」を「92,063,400」に、「17,300」を「19,600」に、「28,600」を「32,700」に、「1,021,000」を「1,168,000」に、「214,900」を「236,900」に、「342,508,500」を「391,351,500」に、「319,059,000」を「328,536,000」に、「73,825,000」を「84,375,000」に、「47,525,000」を「49,050,000」に、「9,200,000」を「10,500,000」に、「157,729,059」を「157,650,288」に、「28,633,600」を「33,086,100」に、「146,188,000」を「167,125,000」に、「74,347,000」を「76,767,600」に、「43,176,000」を「49,359,000」に、「177,315,100」を「202,600,900」に、「165,175,400」を「170,081,600」に、「270,000」を「306,000」に、「59,060,000」を「67,500,000」に、「38,020,000」を「39,240,000」に、「7,360,000」を「8,400,000」に改め、同款中学校費の項中「0,2668」を「0,2814」に、「0,7332」を「0,7186」に、「247,500」を「282,900」に、「57,843,000」を「66,126,000」に、「146,188,000」を「167,125,000」に、「74,347,000」を「76,767,600」に、「17,300」を「19,600」に、「28,600」を「32,700」に、「1,021,000」を「1,168,000」に、「214,900」を「236,900」に、「320,802,200」を「366,549,800」に、「298,838,800」を「307,715,200」に、「88,590,000」を「101,250,000」に、「57,030,000」を「58,860,000」に、「11,040,000」を「12,600,000」に、「168,156,222」を「199,372,944」に、「281,900」を「322,100」に、「138,800」を「143,200」に、「118,880,000」を「135,840,000」に、「55,520,000」を「57,280,000」に改め、同款その他の教育費の項中「0,819」を「0,796」に、「0,181」を「0,204」に、「1,946」を「1,879」に、「508,035,000」を「486,873,750」に、「730」を「696」に、「129」を「144」に、「3,246」を「3,215」に、「742,259,700」を「727,033,810」に、「0,430」を「0,438」に、「0,570」を「0,562」に、「142,947」を「162,177」に、「5,367」を「5,292」に改め。

別表第四中「1,011,661,9565」を「1,042,971,275」に、「1,73523」を「1,360178」に、「1,0431734」を「1,04364639」に、「1,012,211,37485」を「1,03882524」に、「0,86931」を「1,17881646」に、「1,054400884」を「1,0611844」に、「1,1747979」を「0,9834988」に、「69,2878312」を「69,287834」に、「83,530453」を「83,53044385」に、「1,09921」を「1,2236」に、「1,277948」を「1,293935」に、「0,9986645」を「0,954449」に、「0,9865002」を「0,979587」に、「1,51554」を「1,595738」に、「1,5538766」を「1,213366」に、「1,028758」を「1,010903」に改め。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和五年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。

令和五年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における特別区財政調整交付金の交付時期等の特例に関する規則を公布する。

令和五年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十八号

令和五年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における特別

区財政調整交付金の交付時期等の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号。以下「条例」という。）第十四条の規定に基づき、令和五年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における特別区財政調整交付金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項に規定する特別区財政調整交付金をいう。以下同じ。）の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額（以下「交付時期等」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。（令和五年十一月から令和六年二月までの間における特別区財政調整交付金の交付時期等の特例）

第二条 令和五年十一月から令和六年二月までの間における特別区財政調整交付金の交付時期等については、条例第十三条第一項の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
十一月、一月及び二月	当該年度において交付すべき当該特別区に対する普通交付金の額から四月から十月までの間に交付した普通交付金の額を控除した額のそれぞれ五分の一に相当する額
十二月	当該年度において交付すべき当該特別区に対する普通交付金の額から四月から十月までの間に交付した普通交付金の額を控除した額の五分の一に相当する額及び当該年度の特別交付金の総額の三分の一に相当する額のうち当該特別区に交付すべき特別交付金の額

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千百六十八号

東京のしやれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、街並み景観協議会（以下「協議会」という。）の代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 街並み景観ガイドラインの名称
東京ミッドタウンデザインガイドライン
- 二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積
赤坂九丁目地区
港区赤坂九丁目地内（別図のとおり）

約十ヘクタール

三 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京ミッドタウンマネジメント株式会社

代表取締役 藤井 拓也

港区赤坂九丁目七番二号

四 準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名

又は名称

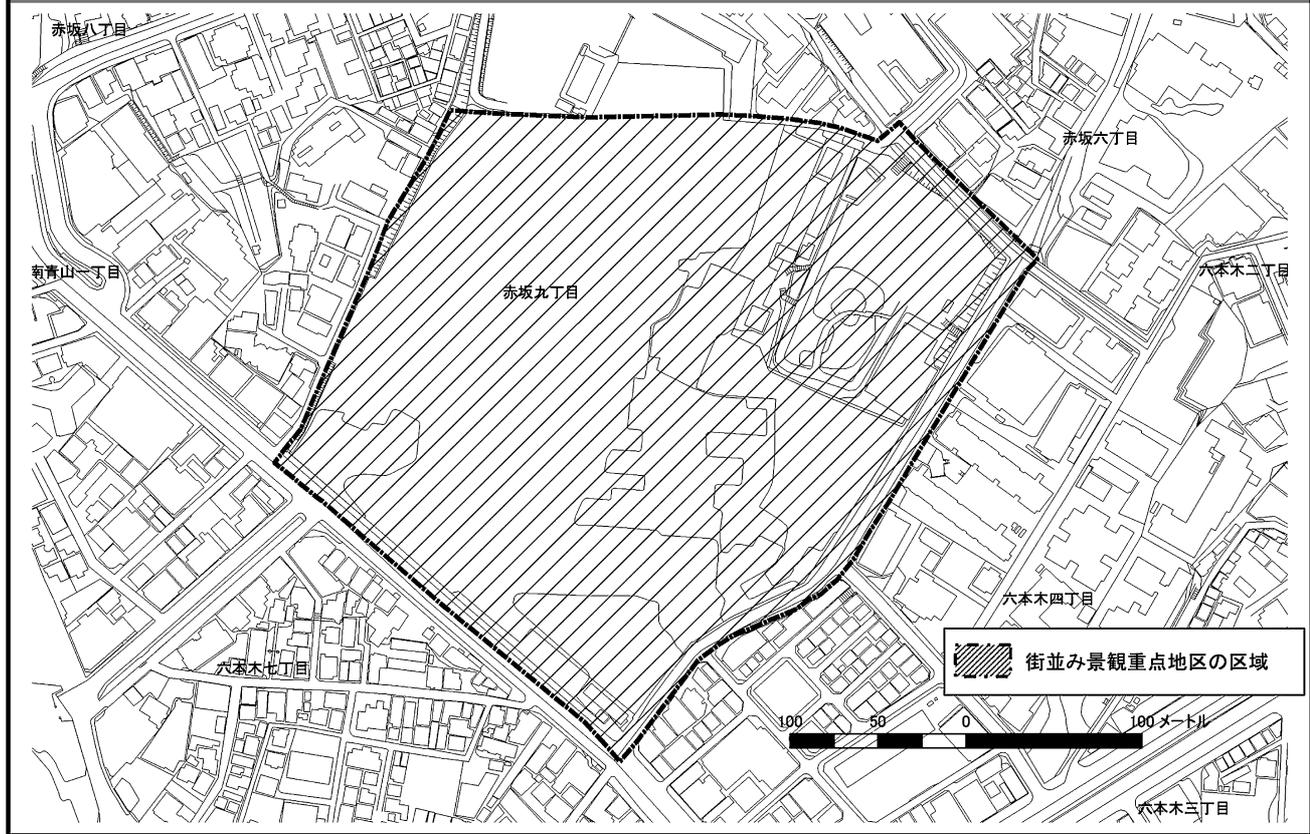
株式会社日建設計

五 街並み景観ガイドラインの閲覧場所

東京ミッドタウンマネジメント株式会社

別図

街並み景観重点地区 赤坂九丁目地区 区域図



●東京都告示第千百六十九号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
 条第一項の規定に基づき赤坂七丁目2番地区市街地再開発
 組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二
 項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次
 のように告示する。

令和五年十一月十日
 東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称
 赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
 令和四年六月二十四日から令和十一年三月三十一日ま
 で

三 施行地区
 港区赤坂七丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 港区赤坂七丁目二番二十八号
 令和四年六月二十四日

五 変更の内容
 事業施行期間を令和十一年八月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
 令和五年十一月十日

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百四十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六
 条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
国民民主党東京都第28区総支部	奥村 祥大	奥村 祥大	練馬区高松5-11-8	R5. 7. 18	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第3選挙区支部	吉平 敏孝	吉平 敏孝	江東区豊洲3-6-5	R5. 7. 28	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	南北 ちとせ	南北 莉那	杉並区荻窪5-16-7	R5. 7. 19	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第20選挙区支部	竹田 光明	竹田 延明	東村山市栄町2-31-1	R5. 7. 13	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
参政党 東京都多摩支部連合会	秋本 理津子	横川 惣	港区麻布台2-2-12	R5. 7. 18	○
参政党東京第27支部	森川 一重	古賀 裕紀	港区麻布台2-2-12	R5. 7. 13	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
有田まさとし後援会	有田 正寿	有田 詠愛	江戸川区西葛西5-3-9	R5. 7. 27	衆議院議員	有田 正寿、衆議院議員
有馬美咲後援会	有馬 美咲	有馬 美咲	大田区山王2-1-8	R5. 7. 24	衆議院議員	有馬 美咲、衆議院議員
石川めい子後援会	石川 芽生子	坂井 雄大	杉並区天沼3-18-6	R5. 7. 6	衆議院議員	石川 芽生子、衆議院議員
おおさわりえ後援会	大沢 里枝	松本 奈穂美	立川市栄町5-57-1	R5. 7. 27	衆議院議員	大沢 里枝、衆議院議員
奥村よしひろ後援会	奥村 祥大	奥村 祥大	練馬区高松5-11-8	R5. 7. 18	衆議院議員	奥村 祥大、衆議院議員
齊栄会	齋藤 佳代	齋藤 佳代	墨田区两国4-18-6	R5. 7. 12	衆議院議員	齋藤 佳代、衆議院議員
永野ひろ子後援会	鈴木 裕子	石井 智子	豊島区西巢鴨1-12-8	R5. 7. 24	衆議院議員	鈴木 裕子、衆議院議員
もがみよしのり後援会	最上 佳則	岩谷 和樹	墨田区太平1-9-5	R5. 7. 21	衆議院議員	最上 佳則、衆議院議員
望月正謹後援会	望月 正謹	望月 正謹	世田谷区千歳台4-26-2	R5. 7. 3	衆議院議員	望月 正謹、衆議院議員

とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称

等を次のとおり公表する。
令和五年十一月十日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
宇都宮ゆり後援会	宇都宮 章	宇都宮 充子	北区神谷2-21-7	R5. 7. 11
沖山恵子後援会	沖山 恵子	沖山 恵子	八丈島八丈町末吉501	R5. 7. 24
下向辰法友の会後援会	宮崎 安基	中西 千恵	西多摩郡日の出町大久野2217	R5. 7. 25
自由次世代党	吉川 蓮民	胡田 友寛	荒川区東日暮里1-13-12	R5. 7. 18
自由を守る会小金井支部	高木 章成	高木 章成	小金井市東町5-15-7	R5. 7. 11
東京都医師政治連盟国分寺支部	高木 智匡	武村 康	国分寺市泉町2-3-8	R5. 7. 4
夏目亜季応援の会	草野 俊哉	伊藤 幸久	練馬区向山3-10-20	R5. 7. 5
日の出町を元気にする会	下向 辰法	下向 辰法	西多摩郡日の出町大久野973-20	R5. 7. 4
ぼくらの渋谷プロジェクト	安藤 侑樹	安藤 リチャード正寛	渋谷区笹塚2-41-6	R5. 7. 6
矢口やすゆき応援会	矢口 泰之	阿部 盛雄	杉並区和泉4-28-1	R5. 7. 5

●東京都選挙管理委員会告示第百四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次と
おり公表する。

令和五年十一月十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党板橋総支部	鎌田 悦子	会計責任者の氏名	寺田 弘志	成島 由香里	R5. 7. 1
自由民主党奥多摩総支部	原島 幸次	会計責任者の氏名	木村 圭	清水 明	R5. 6. 20
自由民主党杉並総支部	石原 伸晃	主たる事務所の所在地	杉並区高円寺南2-13-14	杉並区清水3-16-7	R5. 7. 24
自由民主党世田谷総支部	小松 大祐	代表者の氏名	小松 大祐	三宅 茂樹	R5. 7. 6
自由民主党東京都看護連盟支部	伊藤 由美子	代表者の氏名	伊藤 由美子	高原 静子	R5. 7. 1
自由民主党東京都参議院選挙区第四支部	大塚 珠代	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前3-35-8	新宿区四谷1-9-3	R5. 7. 3
自由民主党東京都歯科医師連盟支部	石島 弘己	代表者の氏名	石島 弘己	大越 壽和	R5. 7. 1
		会計責任者の氏名	西村 昭彦	横川 明弘	R5. 7. 1
自由民主党檜原総支部	野村 栄一	会計責任者の氏名	高木 直哉	野口 恭男	R5. 7. 2
日本維新の会衆議院東京都第7選挙区支部	小野 泰輔	主たる事務所の所在地	渋谷区広尾5-16-1	新宿区四谷3-4-8	R5. 7. 1
日本維新の会衆議院東京都第29選挙区支部	海老澤 由紀	政治団体の名称	日本維新の会衆議院東京都第29選挙区支部	日本維新の会参議院東京都選挙区第2支部	R5. 6. 30
		公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R5. 6. 30
立憲民主党東京都第28区総支部	高松 智之	主たる事務所の所在地	練馬区貫井1-3-6	千代田区永田町1-11-1	R5. 7. 12
		会計責任者の氏名	高松 瞳	石崎 純平	R5. 7. 12

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
新しい区長をつくる会	鈴木 毅厚	政治団体の名称	新しい区長をつくる会	渋谷新時代の会	R5. 2. 4
		主たる事務所の所在地	渋谷区富ヶ谷1-3-9	渋谷区本町2-39-7	R5. 3. 15
	森口 英晴	代表者の氏名	森口 英晴	鈴木 毅厚	R5. 3. 23
あべきみこ後援会	池井 喜美雄	主たる事務所の所在地	渋谷区富ヶ谷1-9-21	渋谷区富ヶ谷1-3-9	R5. 5. 10
		代表者の氏名	池井 喜美雄	三科 菊男	R5. 7. 28
井上信治を囲む税理士の会	山崎 定利	主たる事務所の所在地	青梅市東青梅4-8-6	あきる野市秋留4-1-10	R5. 7. 20

		代表者の氏名	山崎 定利	法理 規夫	R5. 7. 20
上野税理士政治連盟	宮崎 正則	会計責任者の氏名	渡辺 雅和	中村 忠雄	R5. 6. 9
海老澤由紀後援会	海老澤 由紀	公職の種類 (第一号)	衆議院議員	参議院議員	R5. 6. 30
		公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第二号)	海老澤 由紀、衆議院議員	海老澤 由紀、参議院議員	R5. 6. 30
小野たいすけ後援会	小野 泰輔	主たる事務所の所在地	渋谷区広尾5-16-1	新宿区四谷3-4-8	R5. 7. 1
きしの智行後援会	小川 美規	会計責任者の氏名	島田 昌彦	木住野 昌彦	R5. 7. 1
北沢税理士政治連盟	廣井 誠	会計責任者の氏名	左右 浩正	杉田 通郎	R5. 7. 10
旧統一教会と戦う日本第一党	中村 和弘	主たる事務所の所在地	渋谷区東2-1-4	渋谷区代官山町14-6	R5. 7. 7
区民によりそう江東区長を誕生させる会	宇都宮 健児	主たる事務所の所在地	江東区北砂5-16-19	江東区北砂2-8-5	R5. 7. 1
		会計責任者の氏名	芦澤 礼子	松尾 勉	R5. 7. 1
国民生活会議	平野 貞夫	代表者の氏名	平野 貞夫	宇都宮 愛	R5. 7. 6
		会計責任者の氏名	平野 貞夫	宇都宮 愛	R5. 7. 6
小島こうたろう後援会	小島 康太朗	主たる事務所の所在地	中央区日本橋馬喰町1-3-5	中央区日本橋人形町1-2-12	R5. 7. 1
品田ひでこ後援会	品田 秀子	会計責任者の氏名	清水 恵美子	佐藤 武治	R5. 3. 6
芝浦会	岡崎 周一	代表者の氏名	岡崎 周一	河野 寿	R5. 7. 7
		会計責任者の氏名	鈴木 真司	奥川 正典	R5. 7. 7
渋谷税理士政治連盟	市川 潤	代表者の氏名	市川 潤	土屋 栄悦	R5. 6. 13
		会計責任者の氏名	若井 英之	山崎 哲也	R5. 6. 13
新宿税理士政治連盟	梅村 信敏	代表者の氏名	梅村 信敏	菊池 純	R5. 6. 20
		会計責任者の氏名	高橋 和彦	冨田 実	R5. 6. 20
鈴木みか後援会	鈴木 美香	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 6. 28
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		R5. 6. 28
		公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第二号)	鈴木 美香、衆議院議員		R5. 6. 28
全日本不動産政治連盟東京都本部	中村 裕昌	代表者の氏名	中村 裕昌	石川 康雄	R5. 6. 29

		会計責任者の氏名	内藤 淳	目黒 歳章	R5. 6. 1
玉川医師政治連盟	池上 晴彦	代表者の氏名	池上 晴彦	吉本 一哉	R5. 6. 23
		会計責任者の氏名	井上 豊乃	濱口 洋平	R5. 6. 23
東京行政書士政治連盟	菅 邦博	代表者の氏名	菅 邦博	田崎 敏男	R5. 5. 26
		会計責任者の氏名	中津原 由実子	尾崎 昭則	R5. 5. 26
東京都医師政治連盟荒川支部	太田 誠一郎	代表者の氏名	太田 誠一郎	土屋 譲	R5. 6. 27
東京都医師政治連盟葛飾支部	三尾 仁	代表者の氏名	三尾 仁	伊藤 隆一	R5. 6. 28
		会計責任者の氏名	三枝 佳五	外山 茂	R5. 6. 17
東京都医師政治連盟小石川支部	内海 裕美	会計責任者の氏名	三浦 圭子	吉橋 秀貴	R5. 6. 27
東京都医師政治連盟玉川支部	池上 晴彦	代表者の氏名	池上 晴彦	吉本 一哉	R5. 6. 23
		会計責任者の氏名	井上 豊乃	濱口 洋平	R5. 6. 23
東京都医師政治連盟豊島支部	土屋 淳郎	代表者の氏名	土屋 淳郎	平井 貴志	R5. 6. 24
東京都医師政治連盟文京支部	細部 高英	代表者の氏名	細部 高英	山道 博	R5. 7. 1
東京都看護連盟	伊藤 由美子	代表者の氏名	伊藤 由美子	高原 静子	R5. 7. 1
東京都歯科医師連盟	石島 弘己	代表者の氏名	石島 弘己	大越 壽和	R5. 7. 1
		会計責任者の氏名	西村 昭彦	横川 明弘	R5. 7. 1
東京都歯科医師連盟荏原支部	広田 政司	会計責任者の氏名	塩野目 学	伊藤 貴秀	R5. 7. 1
東京都歯科医師連盟立川支部	藤野 寿夫	会計責任者の氏名	工藤 智也	戸田 永二	R5. 4. 1
東京都品川歯科医師連盟	小野寺 哲夫	会計責任者の氏名	藤井 直	森川 広一	R5. 7. 1
東京都社会保険労務士政治連盟山手統括支部	久禮 和彦	主たる事務所の所在地	世田谷区梅丘2-24-5	渋谷区初台1-54-4	R5. 4. 26
		代表者の氏名	久禮 和彦	根野 幹夫	R5. 4. 26
東京都杉並区歯科医師連盟	横川 明弘	会計責任者の氏名	清水 健	植村 正幸	R5. 7. 1
東京都生活衛生同業組合政治連盟	鈴木 章夫	主たる事務所の所在地	台東区下谷2-1-10	千代田区平河町2-5-5	R5. 7. 1
		代表者の氏名	鈴木 章夫	工藤 哲夫	R5. 7. 1

		会計責任者の氏名	菅野 信三	鈴木 章夫	R5. 7. 1
東京土地家屋調査士政治連盟	野城 宏	代表者の氏名	野城 宏	竹内 八十二	R5. 7. 20
東京都農政推進連盟	野崎 啓太郎	代表者の氏名	野崎 啓太郎	城田 恆良	R5. 7. 21
豊島区医師政治連盟	土屋 淳郎	代表者の氏名	土屋 淳郎	平井 貴志	R5. 6. 24
永野ひろ子を育てる会	鈴木 裕子	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 5. 30
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R5. 5. 30
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	鈴木 裕子、衆議院議員		R5. 5. 30
日本薬業政治連盟東京支部	福神 雄介	代表者の氏名	福神 雄介	長福 恭弘	R5. 5. 18
橋本ゆき後援連盟	安藤 侑樹	代表者の氏名	安藤 侑樹	橋本 侑樹	R5. 7. 6
東村山税理士政治連盟	土田 士朗	代表者の氏名	土田 士朗	森 政史	R5. 6. 20
		会計責任者の氏名	篠宮 朋教	白瀬 有季子	R5. 6. 20
松葉多美子後援会	松葉 多美子	会計責任者の氏名	横山 江美	奥津 米子	R5. 7. 15
武蔵野税理士政治連盟	相澤 豪	代表者の氏名	相澤 豪	堤 信之	R5. 6. 23
		会計責任者の氏名	柿崎 実	五老 慶子	R5. 6. 23
武蔵府中税理士政治連盟	松山 晃	会計責任者の氏名	山田 浩一	荻野目 士朗	R5. 6. 23
無所属	松田 美樹	政治団体の名称	無所属	若いチカラ	R5. 7. 3
山田としお東京都後援会	野崎 啓太郎	代表者の氏名	野崎 啓太郎	城田 恆良	R5. 7. 21
四谷税理士政治連盟	瀬上 富雄	代表者の氏名	瀬上 富雄	二上 光宏	R5. 6. 19

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都荒川区第二十三支部	志村 博司	R5. 6. 30
自由民主党東京都大田区第十支部	田中 一吉	R5. 7. 12
自由民主党東京都墨田区第十四支部	木内 清	R5. 7. 1
自由民主党東京都第八選挙区支部	石原 伸晃	R5. 7. 11
自由民主党東京都第十二選挙区支部	高島 直樹	R5. 6. 30

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
麻生渡を励ます会	角田 義之	R5. 7. 18
新しい品川区政をつくる会	原田 泰雄	R5. 6. 30
木内清後援会	木内 清	R5. 7. 1
きだあやとはつらつ会議	木田 彩	R5. 7. 27
小金井の新しい市長をつくる会	稲葉 孝彦	R5. 7. 12
小林学後援会	小林 学	R5. 6. 30
志村ひろし後援会	加藤 俊雄	R5. 6. 30
志村博司政治経済研究会	志村 博司	R5. 6. 30
新清すみだの会	木内 清	R5. 7. 1
千石一朗後援会	千石 一朗	R5. 5. 31
田中一吉後援会	小笠原 寛	R5. 7. 12
多摩の未来を考える会	齋藤 聖哉	R5. 7. 1
千葉さきえと生き活きネット	千葉 早希恵	R5. 6. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百五十号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年十一月十日

東京都選挙管理委員会

東京ハザード研究会	浅野 公一郎	R5. 6. 15
西東京の明日を考える会	石毛 泰道	R5. 7. 10
フロンティア港区	立原 慎一	R5. 7. 20
前田よし子とはつらつ会議	前田 佳子	R5. 7. 27
未来への責任 西東京	宮本 俊裕	R5. 7. 10
無所属の会	小林 学	R5. 6. 30
森田ゆきと渋谷の未来をつくる会	新居 宏之	R5. 7. 20
山本けんいちろう後援会	山本 賢一郎	R5. 6. 15

●東京都選挙管理委員会告示第百五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和五年十一月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
有田 正寿	衆議院議員	有田まさとし後援会	江戸川区西葛西5-3-9	R5. 6. 24
有馬 美咲	衆議院議員	有馬美咲後援会	大田区山王2-1-8	R5. 7. 19
大沢 里枝	衆議院議員	おおさわりえ後援会	立川市栄町5-57-15	R5. 7. 25
奥村 祥大	衆議院議員	奥村よしひろ後援会	練馬区高松5-11-8	R5. 7. 1
齋藤 佳代	衆議院議員	斉栄会	墨田区両国4-18-6	R5. 7. 7
高木 章成	市議会議員	自由を守る会小金井支部	小金井市東町5-15-7	R5. 7. 6
望月 正謹	衆議院議員	望月正謹後援会	世田谷区千歳台4-26-2	R5. 7. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

令和五年十一月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安藤 侑樹	橋本ゆき後援連盟	代表者の氏名	安藤 侑樹	橋本 侑樹	R5. 7. 6
海老澤 由紀	海老澤由紀後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	R5. 6. 30
小野 泰輔	小野たいすけ後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区広尾5-16-1	新宿区四谷3-4-8	R5. 7. 1
小島 康太郎	小島こうたろう後援会	主たる事務所の所在地	中央区日本橋馬喰町1-3-5	中央区日本橋人形町1-2-12	R5. 7. 1
鈴木 裕子	永野ひろ子を育てる会	公職の種類	区長	区議会議員	R5. 4. 16
		公職の種類	衆議院議員	区長	R5. 5. 30
鈴木 美香	鈴木みか後援会	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	R5. 6. 28
三雲 崇正	三雲崇正を育てる会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R3. 6. 25

●東京都選挙管理委員会告示第百五十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十一月十日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
木内 清	木内清後援会	R5. 7. 1
木田 彩	きだあやとはつらつ会議	R5. 5. 1
志村 博司	志村博司政治経済研究会	R5. 4. 30
千石 一朗	千石一朗後援会	R5. 5. 31
千葉 早希恵	千葉さきえと生き生きネット	R5. 5. 1
前田 佳子	前田よし子とはつらつ会議	R5. 5. 1
山本 賢一郎	山本けんいちろう後援会	R5. 6. 15

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第369号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- イ 技能検定に関する技能
- ロ 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- ハ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

<p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和5年12月11日(月曜日)から同月15日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和5年11月24日(金曜日)及び同月27日(月曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p>	<p>警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年11月13日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(4) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p>	<p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第370号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年11月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p>
<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{ハク}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係</p>	<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{ハク}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係</p>	<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{ハク}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係</p>

<p>る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和5年12月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p>	<p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和5年11月24日（金曜日）及び同月27日（月曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年11月13日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては111,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p>	<p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276</p>
<p>公 告</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>開発行為法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。</p> <p>令和五年十一月十日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>名 取 伸 明</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>住所及び氏名</p> <p>立川市柏町三丁目三十九番十八号</p> <p>立川市柴崎町四丁目五番十三号</p> <p>共立ホーム株式会社</p> <p>代表取締役 林 文裕</p> <p>西東京市芝久保町四丁目一十六番三十一号</p> <p>株式会社東栄住宅</p> <p>代表取締役 佐藤 千尋</p>		

稲城市大字押立字中関七百六十四番

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

